

報道資料

大山隠岐国立公園の管理及び利用に関する調査 —安全かつ快適な利用環境の整備に向けて— の結果に基づく通知に対する改善措置の概要

総務省中国四国管区行政評価局（局長：田中敦仁）は、大山隠岐国立公園の管理及び利用について調査し、その結果に基づき、環境省中国四国地方環境事務所に対し、必要な改善措置を通知（平成31年3月19日）しました。

この度、環境省中国四国地方環境事務所から、改善措置状況の回答（令和元年10月30日）がありましたので、その概要を公表します。



（鳥取県・大山）



（島根県隠岐・赤壁）

（本件照会先）

総務省中国四国管区行政評価局 第3評価監視官 大野 昇志 Tel 082-228-6214

※ 結果報告書等は、ホームページに掲載しています。（URL：<http://www.soumu.go.jp/kanku/chugoku.html>）

1. 公園施設の整備・維持管理に関する通知事項・改善状況

通知事項

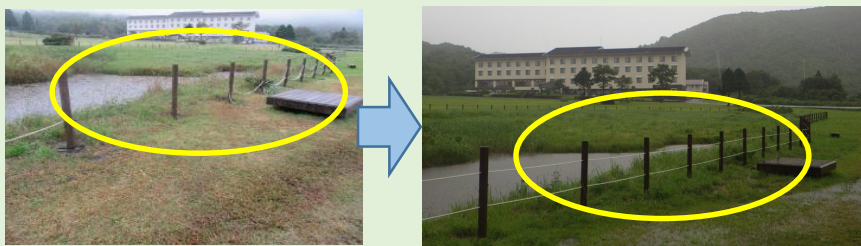
- ① 公園事業の執行者に、自らが執行者であることを正しく認識させること。
【調査結果】整備済みの公園施設の管理主体が不明など
- ② 車いす使用者に配慮した施設設備の整備や維持管理を、公園事業の執行者に促すこと。
【調査結果】車いす使用者の駐車スペースが確保されていないなど
- ③ 公園施設を安全・快適に利用できるよう維持管理・安全対策を講ずること。
【調査結果】公園施設が破損したまま放置
- ④ 景観の改善対策として、許可基準に適合しない工作物に、厳正に対処すること。
【調査結果】許可基準に適合しない工作物が設置

改善状況

- ① 公園事業の執行者に自らが事業執行者であることを認識させるため、再確認や組織内での引き継ぎなどに努めるよう文書で指導
- ② 環境省が設置した施設については、車いす使用者に配慮した設備を施設の再整備などに併せて設置予定（4事例のうち、1事例は具体的改善予定。残り3事例も再整備に併せ改善に向け検討）
地方公共団体が設置した施設については、車いす使用者に配慮した設備の整備や維持管理などに努めるよう文書で依頼
- ③ 環境省が設置した施設については、不備を改善（2事例のうち、1事例は改善済み（図表①）。1事例は改善に向け検討）
地方公共団体が設置した施設については、維持管理に努めるよう文書で依頼
- ④ 許可基準に適合しない工作物等には、厳正に対処（9事例のうち、1事例は改善済み（図表②）。8事例は、個別に指導）

主な調査結果・改善状況

図表① 環境省が設置した施設の不備を改善



池の周囲に設置された進入防止柵の一部が破損していたものを修繕（鏡ヶ成園地（場所：鳥取県江府町））

図表② 許可基準に適合しない工作物を撤去



自動販売機は、木材等の自然材料で囲うなど風致への影響の軽減が必要

現在は撤去済み

（場所：鳥取県伯耆町）

2. 利用者への情報提供に関する通知事項・改善状況

通知事項

- ① 公共標識については、乱立や不具合の是正を図ること。
【調査結果】公共標識が乱立・破損しているなど
- ② 国立公園の利用に当たって注意が必要な危険を把握し、外国人利用者を含む多くの利用者に注意喚起すること。
【調査結果】危険箇所の注意喚起が不十分
- ③ 多言語表記対訳語集も参考として、外国語表記の統一を図ること。
【調査結果】パンフレットやリーフレットなどで用いている英訳が不統一

改善状況

- ① 環境省が設置した公共標識は不具合を是正（2事例ともに改善済み）（図表③）
地方公共団体が設置した公共標識の不具合については是正を図るよう文書で依頼
- ② 環境省は、必要な個所に注意喚起を実施（2事例のうち、1事例は改善済み。1事例は改善に向け検討）
地方公共団体に対し、国立公園の利用に当たって注意が必要な箇所の情報提供の充実などを文書で依頼
- ③ 環境省は、今後、新たに外国語表記の媒体を作成する場合は、多言語表記対訳語集や地域の共通理解に沿った表記を使用（18事例のうち、1事例改善済み（図表④）。17事例については、リーフレット等の改訂時に併せ改善予定）
また、地方公共団体にも多言語表記対訳語集を参考にするよう文書で依頼

主な調査結果・改善状況

図表③ 公共標識の不具合の是正



（鏡ヶ成園地（場所：鳥取県江府町））

現在は撤去済み

図表④ 外国語表記の媒体を作成する場合は、多言語表記対訳語集や地域の共通理解に沿った表記を使用



Daisen National Park Centre
Daisen-Oki National Park Leaflet から抜粋



Daisen Information Centre
Daisen-Oki National Park Map から抜粋

「*Daisen National Park Centre*」に統一

大山隠岐国立公園の管理及び利用に関する調査—安全かつ快適な利用環境の整備に向けて— に基づく通知に対する改善措置状況（フォローアップ）

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成 30 年 9 月～31 年 3 月

- 2 調査対象機関等
 - (1) 調査対象機関 中国四国地方環境事務所
 - (2) 関連調査等対象機関 3 県（鳥取県、島根県、岡山県）、11 市町村（琴浦町、大山町、江府町、松江市、出雲市、大田市、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町、真庭市）、関係団体

- 3 調査担当 中国四国管区行政評価局

【通知日及び通知先】 平成 31 年 3 月 19 日 中国四国地方環境事務所

【回答年月日】 令和元年 10 月 30 日

【調査の背景事情等】

- 国立公園は、我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、現在、全国で 34 か所が指定
- 大山隠岐国立公園は、変化に富んだ山岳景観と海岸景観を有し、鳥取県、島根県及び岡山県の合計 18 の市町村にまたがっており、その年間利用者数は、約 1,300 万人で推移
- 同国立公園は、環境省が推進している「国立公園満喫プロジェクト」により、訪日外国人を惹きつける取組を計画的、集中的に実施する国立公園（全国で 8 国立公園）に選定
- 平成 32 年（令和 2 年）の訪日外国人の国立公園利用者数を 27 年の 2.5 倍にすること目標に、以前にも増して利用者にとって魅力ある公園としての整備やきめ細かな情報提供等が必要

所見表示事項	左に対する改善措置
<p>1 公園施設の整備・維持管理</p> <p>(1) 公園施設の整備</p> <p>ア 国立公園事業の実施</p> <p>中国四国地方環境事務所は、国立公園事業の執行状況の適切な管理に資するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 同事務所のデータベースと同事務所に申請・届出された書類とを突き合わせて漏れがないように確認した上で、「事業執行者」が、自らが執行者であることを正しく認識するよう、このデータベースに基づく事業執行者一覧などを提示し指導すること。</p> <p>② 事業決定されていない公園計画のうち、利用者の安全にかかわるものについては優先順位を上げて関係者の合意形成を図り、事業化を進めるなど必要な措置を講ずること。</p>	<p>1 公園施設の整備・維持管理</p> <p>(1) 公園施設の整備</p> <p>ア 国立公園事業の実施</p> <p>① 中国四国地方環境事務所は、環境省の国立公園業務管理システム（以下「システム」という。）の記載内容と環境省に過去に申請・提出された国立公園事業の執行に関する書類を突合し確認するとともに、事業執行者に対し、『「大山隠岐国立公園の管理及び利用に関する調査－安全かつ快適な利用環境の整備に向けて－」の結果を受けた対応（依頼）』（令和元年5月21日付け環国地国発1905211号。以下「指摘事項対応依頼文書」という。）を発出し、自らが事業執行者であることが引き継がれるよう指導した。</p> <p>また、システムの事業執行者名が申請内容と合っていない施設については、令和元年7月にシステムの内容を修正した。</p> <p>② 中国四国地方環境事務所は、調査結果を踏まえ、大山寺三鈷峰線道路（歩道）について、今後の事業執行に関して、令和元年6月に鳥取県及び大山町と協議を行っており、その他事業決定されていないものについても、利用者の安全を勘案し、事業執行の必要性に関し、関係者による議論を進めることとする。</p>

イ 車いす使用者のための取組

中国四国地方環境事務所は、国立公園における車いす使用者のための取組について、次の措置を講ずる必要がある。

① 同事務所が執行する公園事業においては、車いす使用者に配慮した施設の円滑な利用を図るため、車いす使用者用駐車スペースの確保を進めること。

また、環境省本省と協議の上、車いす使用者に配慮した施設設備の整備状況を、同事務所のホームページで紹介すること。

② 各種協議会の場も活用して、本調査結果とともにガイドラインや技術指針を周知するなどし、国以外の公園事業の執行者に以下の点を促すこと。

i) 車いす使用者に配慮した施設設備の整備や維持管理、車いす使用者用駐車スペースの確保を図ること。

ii) 車いすで通行できる経路は、駐車場などの入り口でその箇所を案内すること。

イ 車いす使用者のための取組

① 中国四国地方環境事務所は、車いす使用者に配慮した施設の再整備に併せ、令和2年度末までに1施設に関し車いす使用者用駐車スペースの整備を予定しており、残りの3施設についても今後の再整備に併せて対応を検討する予定である。

また、車いす使用者に配慮した施設が整備されている場合、環境省の国立公園ウェブサイト（以下「国立公園ウェブサイト」という。）で紹介するよう令和元年7月に改めるとともに、各施設等のウェブサイトで最新の情報を確認するよう国立公園ウェブサイトに記載した。

② 中国四国地方環境事務所は、関係機関に対し、指摘事項対応依頼文書で、調査結果、ガイドライン等を周知し、

i) 車いす使用者に配慮した施設設備の整備や維持管理、車いす使用者用駐車スペースの確保を図ること

ii) 車いすで通行できる経路は、駐車場などの入り口でその箇所を案内すること

に関する実施促進を依頼した。

(2) 公園施設の維持管理・安全対策

中国四国地方環境事務所は、公園施設を安全・快適に利用できるよう、次の措置を講ずる必要がある。

① 環境省が設置する公園施設については、維持管理・安全対策の不備を速やかに是正すること。

また、維持管理を委託している施設については、適切に維持管理するよう委託事業者を指導すること。

② 地方公共団体が設置する公園施設については、管理運営の実態を把握した上で、設置者に対し、中国四国地方環境事務所が策定した巡視・点検実施要領と管内所管地・直轄施設等維持管理要領を周知し、これを参考としながら定期的な巡視・点検と維持管理に努めるよう助言すること。

特に、ポケットガイドで紹介している公園施設については、重点的に取り組むこと。

(2) 公園施設の維持管理・安全対策

① 中国四国地方環境事務所は、維持管理・安全対策で不備があった 2 施設について、1 施設は、令和元年 5 月に改修済みであり、残る 1 施設は、改修のための工事を検討中である。

維持管理を委託している施設については、引き続き適切に維持管理するよう委託事業者を指導した。

② 中国四国地方環境事務所は、地方公共団体に対し、指摘対応依頼文書で、事務所作成の巡視・点検実施要領と管内所管地・直轄施設等維持管理要領を周知するとともに定期的な巡視・点検と維持管理に努めるよう助言した。

なお、本調査で不備について指摘のあった地方公共団体が設置した国立公園施設の 16 事例のうち、

i) 公園事業施設 11 事例については、適切な維持管理を指導・助言するとともに、ポケットガイドで紹介している施設を含め令和元年 8 月に指摘を踏まえた対応策を検討するように依頼した。

ii) 公園事業施設以外の 5 事例については、公園事業施設の対応を参考にしよう、指摘事項対応依頼文書で管理者に伝えた。

(3) 景観の改善対策

中国四国地方環境事務所は、大山隠岐国立公園における景観の改善について、次の措置を講ずる必要がある。

① 許可基準に適合しない工作物・広告物を把握した場合には、厳正に対処するとともに、鳥取県と岡山県にもこれを促すこと。

② 各種協議会の場も活用し、

i) 工作物・広告物について法令や国立公園管理計画に定められたルールの趣旨・内容を、関係自治体、住民、事業者徹底すること。

ii) 地域による海岸漂着物への取組の好事例を共有することなどにより、効果的な廃棄物対策を講ずること。

(3) 景観の改善対策

① 中国四国地方環境事務所は、鳥取県及び岡山県に対し、指摘事項対応依頼文書で引き続き厳正に対処するよう求めた。

なお、調査結果で指摘のあった許可基準に適合しない 9 工作物等について、1 工作物は、平成 31 年 3 月頃設置者により撤去されており、残りの 8 工作物は、令和元年 5 月に設置者等に対し個別に指導を行っている。

②

i) 中国四国地方環境事務所は、関係する地方公共団体、住民、事業者に対し、大山隠岐国立公園満喫プロジェクト地域協議会などの会議や国立公園ウェブサイトなどを通じ、工作物・広告物について法令や国立公園管理計画に定められたルールの趣旨・内容の周知を図っている。

ii) 中国四国地方環境事務所は、関係機関に対し、指摘事項対応依頼文書で、環境省の補助事業（海岸漂着物等地域対策推進事業）や好事例等も掲載されている環境省海岸清掃事業マニュアル（平成 23 年 3 月環境省水・大気環境局水環境課海洋環境室）の紹介を行った。

2 利用者への情報提供

(1) 利便性向上のための情報提供

ア 公共標識の適切な整備・維持管理

中国四国地方環境事務所は、大山隠岐国立公園内の公共標識について、次の措置を講ずる必要がある。

① 同事務所が設置した公共標識の不具合を是正すること。

② 同事務所以外が設置した公共標識については、各種協議会の場も活用し、

i) 関係機関と調整の上で乱立の解消を図ること、

ii) 不適切な箇所の是正を設置者に促すこと、

iii) 整備や維持管理の優れた取組事例を把握して関係者間で共有し、今後の工夫を図ること。

イ 公共標識以外の情報提供

中国四国地方環境事務所は、公共標識以外の情報提供について、次の措置を講ずる必要がある。

① 様々な主体による無料 Wi-Fi の整備箇所について、外国人を含む利用者がホームページにおいて一目で把握できる方策を、関係機関と協議の上で検討すること。

② ビジターセンターでの情報提供については、

2 利用者への情報提供

(1) 利便性向上のための情報提供

ア 公共標識の適切な整備・維持管理

① 中国四国地方環境事務所は、不具合があった 2 公共標識について、1 標識は、平成 31 年 3 月に最新の QR コードを貼付しており、残る 1 標識も令和元年 9 月に看板を撤去している。

② 中国四国地方環境事務所は、関係機関に対し、指摘事項対応依頼文書で、環境省以外が設置した公共標識の乱立や目的地への誘導が不十分などの不具合について指摘があったものについては是正を促すとともに、好事例が記載されている本調査結果を共有した。

また、看板の乱立については、島根県、出雲市とともに、集約に向けて検討を行っている。

イ 公共標識以外の情報提供

① 中国四国地方環境事務所は、関係機関に対し、指摘事項対応依頼文書で、外国人を含む利用者がホームページにおいて、無料 Wi-Fi の整備箇所を一目で把握できるよう、JNTO 等の集約サイトへの誘導等を依頼した。

② 中国四国地方環境事務所は、ビジターセンターでの情報提供につ

i) 災害時の停電対策を進めること、

ii) 複数ある登山コースなど、利用者が来訪前に知っておきたい情報は、同事務所のホームページでも提供すること、

iii) 施設の開館時間などに関する誤った情報は、速やかに是正すること。

③ パンフレットやリーフレットで現況と異なっている情報は、今後の更新などの機会に是正すること。また、更新時には、大山隠岐国立公園のホームページに誘導する QR コードの掲載や多言語化を進めること。

④ 冬期にトイレが閉鎖される場合、その旨を周知するとともに、代わりに利用できるトイレを案内すること。

いて、次のとおり、検討及び改善を図っている。

i) 大山ナショナルパークセンターにおいて、非常用電源の確保を検討中である。

ii) 平成 31 年 3 月に国立公園ウェブサイト「大山蒜山トレッキングコースマップ」及び「大山散策コースマップ」を掲載した。

iii) 関係者で調整を行い、サヒメルの開館時間について、各関係機関のウェブサイト等に正しい開館時間を掲載した。

③ 中国四国地方環境事務所は、現況と異なる情報について、環境省作成のパンフレットやリーフレットの更新時期に併せて是正する予定である。

その際、国立公園ウェブサイトに誘導する QR コードへの掲載や多言語化を進めることとする。

④ 中国四国地方環境事務所は、冬期に入る前に桝水高原の環境省整備トイレ及び大山ナショナルパークセンターの電子黒板に冬期期間中に利用できるトイレの情報を掲載する予定である。

(2) 安全確保に係る情報提供

中国四国地方環境事務所は、利用者の安全確保について、県、市町村などの関係機関とともに地域の実情に応じて次の事項を推進する必要がある。

① 国立公園の利用に当たって注意が必要な危険を十分に把握し、外国人利用者を含む多くの利用者に注意喚起すること。

② 緊急時の連絡先の周知については、110 番や 119 番に加え、より迅速な救助に資するよう工夫するとともに、登山の自己責任についても啓発すること。

また、携帯電話が利用できない地域がある旨を周知すること。

③ インターネットによる方法を含め登下山届の提出を呼びかけること。

(2) 安全確保に係る情報提供

① 中国四国地方環境事務所は、事務所が管理し危険箇所の周知が不適切な 2 事例について、1 事例は、令和元年 8 月に国立公園ウェブサイトに掲載している情報を修正し、1 事例は周知内容を検討中である。

指摘事項対応依頼文書で、関係機関に対し、本調査結果の指摘事項を周知し、危険箇所の情報提供の充実を求めるとともに、外国人利用者向けの看板の設置に当たっては多言語表記対訳語集を参考にするよう、関係機関に依頼した。

② 中国四国地方環境事務所は、関係機関に対し、指摘事項対応依頼文書で緊急時の連絡先、携帯電話不通地域、自己責任が求められる登山道等の情報について、地域の実情に応じて周知が図られるよう依頼した。

③ 中国四国地方環境事務所は、関係機関に対し、指摘事項対応依頼文書で関係機関が連携して登下山届の提出を引き続き呼びかけていくことを依頼した。

(3) 外国人利用者への情報提供

中国四国地方環境事務所は、大山隠岐国立公園における外国人利用者への情報提供について、次の措置を講ずる必要がある。

① 同事務所が、今後、新たに外国語表記の媒体を作成する場合は、既存の表記を確認の上、多言語表記対訳語集や地域の共通理解に沿った表記に統一を図ること。

また、県、市町村などの関係機関による公共標識やパンフレット類などに用いられる外国語表記について、協議会の場も活用して、多言語表記対訳語集も参考に統一が図られるよう、関係機関に呼びかけること。

② 外国人利用者にも分かりやすい緊急時の連絡先の周知方法を検討し、その周知を図ること。

③ 国立公園内の利用拠点でコミュニケーション支援ボードを設置・活用するよう、関係機関に呼びかけること。

(3) 外国人利用者への情報提供

① 中国四国地方環境事務所は、今後、パンフレット等外国語表記の媒体を作成する場合は、既存の表記を確認の上、多言語表記対訳語集や地域の共通理解に沿った表記を使用していくこととする。

令和元年8月に国立公園ウェブサイトに掲載している大山ナショナルパークセンターの表記の統一を図った。

また、関係機関に対し、指摘事項対応依頼文書で多言語表記対訳語集を紹介した。

② 中国四国地方環境事務所は、平成31年3月に観光庁が作成した緊急時連絡用のカードを大山ナショナルパークセンターに配備し、外国人利用者に配布した。

③ 中国四国地方環境事務所は、関係機関に対し、指摘事項対応依頼文書でコミュニケーション支援ボード活用の有用性を周知するとともに、同ボードの設置・活用の検討を呼びかけた。